

記入例（保育施設担当者）

添付書類 提出するものに✓を入れてください

- 世帯全員の 住民票のコピー（マイナンバーの記載されていないもの）
または 健康保険証のコピー（1枚の紙にコピーしてください）
- 市町民税所得割額が分かる書類 ※各年度、1人につきいずれか1つ
 <令和5年度>
市(町)民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書 のコピー（氏名等が入るようにB4→A4に縮小コピーしてください）
市(町)民税・県民税納税通知書 のコピー（氏名、扶養控除のページもコピーしてください）
課税証明書のコピー
 <令和6年度>
市(町)民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書 のコピー（氏名等が入るようにB4→A4に縮小コピーしてください）
市(町)民税・県民税納税通知書 のコピー（氏名、扶養控除のページもコピーしてください）
課税証明書のコピー
- [該当世帯のみ]
 <ひとり親世帯等> ※下記書類のいずれかのコピー
母子家庭等医療費受給者証 児童扶養手当証書 児童扶養手当受給証明書 戸籍謄本
 <在宅障害児(者)のいる世帯> ※下記書類のいずれかのコピー
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
年金証書・年金額改定通知書(年金の種類:障害基礎年金) 特別児童扶養手当証書
- [該当する場合のみ]
 <市町民税所得割額が分かる書類に、税控除額の内訳が記載されていない場合> 税額控除に関する申立書
 <対象子どもの兄弟が世帯と別に居住している場合> 兄弟に関する申立書

添付書類に不足はないか
確認ください

----- 以下 保育施設担当者記入欄 -----

出生順位	第1子・第2子	第3子以降	←いずれかに○を付けてください	
保育料	月額	月額以外	←いずれかに○を付けてください	
世帯合計所得割額	利用月	保育料(円)	軽減可能額(円)	【軽減可能額の計算方法】 次の①～③を比較して最も低い額 ①月額保育料－5,000円 ②補助基準額 第1子 10,000円 第2子以降 15,000円 ③(月額保育料×1/2)未満の端数は切り捨て ↑の計算方法を基に、軽減可能額を算出して ください。 100円未満切り捨てにご注意ください
R5 78,000円 均等割額 有・無 対象・対象外 ↑どちらかに○	R6.4月 R6.5月	14,000	7,000	
R6 80,250円 均等割額 有・無 対象・対象外 ↑どちらかに○	R6.11月 R6.12月 R7.1月 R7.2月 R7.3月			・11月分までは実績、12月分以降は見込みを記載してください。(申請時に確定していない場合は10月分まで実績) ・年度中に退園予定が無い場合は3月分まで記載してください
	年間(軽減可能額(年額))		84,000	

保育料の実績・見込を記入してください

表面の市町民税「世帯合計」を記入ください

所得割額が0円の場合に均等割額の課税の有無のどちらかに○を付けてください

↑の計算方法を基に、軽減可能額を算出して
ください。
100円未満切り捨てにご注意ください

「対象外」となる期間の利用月は補助対象外です

年間の保育料が同じ場合は、このように保育料・軽減可能額をまとめて記載可。保育料が異なる月がある場合は、各月を記入してください。

書類に不備があり差し戻しが生じると、全体の事務処理への支払時期が遅れることとなりますので、必ず各施設にて確認をお願いします。

記入例（保育施設担当者）

※保育料が月額以外（日額・時間あたり）の場合、保育料・軽減可能額の記載・算出方法

----- 以下 保育施設担当者記入欄 -----

出生順位	第1子・第2子 第3子以降 ←いずれかに○	←どちらかに○	申請時までの保育料の実績を記入してください		記入いた さい(A-4: ださい。
保育料	月額・ 月額以外	←どちらかに○			
世帯合計所得割額	利用月	保育料(円)	軽減可能額(円)	【軽減可能額の計算方法】	
R5 78,000 円 均等割額 有・無 対象・対象外 ←どちらかに○	R6.4月	16,000		次の①～③を比較して最も低い額	
	R6.5月	16,000		①月額保育料－5,000円	
	R6.6月	17,000		②補助基準額	
	R6.7月	16,000		第1子 10,000円 第2子以降 15,000円	
	R6.8月	15,000	7,500	③月額保育料×1/2	
R6 80,250 円 均等割額 有・無 対象・対象外 ←どちらかに○	R6.9月	16,000		※100円未満の端数は切り捨て	
	R6.10月	16,000		切り捨てた場合0円	
	R6.11月			↑の計算方法を基に、軽減可能額を算出してください。	
	R6.12月			100円未満切り捨てにご注意ください	
	R7.1月			見込みを記載してください。(申請時に確定していない場合は10月分まで実績)	
	R7.2月			・今年度中に退園予定が無い場合は3月分まで見込みを記入してください。	
合計(軽減可能額(年額))			90,000		

留意事項 ・この申請書の表面(保護者記入部分)及び税額等(書類)は書類についても、必ず内容をご確認ください。

(書類に不備がある方、対象要件を満たさず、書類に不備があり差し戻しが生じると、申請書の提出から事業所への支払時期が遅れることとなります)

最も低い保育料から軽減可能額を算出し、在園月数をかけた金額が年額の軽減可能額です(P4～5を参照)